

## 1歳未満の方はいち早くカードをお作りできます

# マイナンバーカード特急発行

令和6年12月2日（月）より乳児、紛失等による再交付、国外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる方を対象に、通常より早く（※1週間程度、最短5日）マイナンバーカードを発行する特急発行が始まりました。※申請内容に不備があった場合等、発行に1週間以上かかる場合もございます。

### 1歳未満の方のマイナンバーカード特急発行について

- 1歳未満で、初めてマイナンバーカードを申請する方であれば、「マイナンバーカード特急発行」の利用が可能です。
- 令和6年12月2日（月）より、乳児（1歳未満）のマイナンバーカードは、特急発行希望の有無に関わらず顔写真なしマイナンバーカードとなります。
- 里帰り出産の際など住所地以外の市区町村の窓口でも申請が可能ですが、その場合住所地市区町村で申請された場合と比較してカードの発行が遅くなりますので、なるべく住所地市区町村の窓口での申請をお願いします。

### 出生届と同時での特急発行申請の場合

- 出生届と同時であれば、代理人による申請書提出が可能です。  
※1歳未満であれば、出生届と別々での特急発行の申請も可能ですが、その場合、本人（赤ちゃん）の同行および本人（赤ちゃん）と法定代理人（親権者）の本人確認書類が必要になります。  
※母子健康手帳をご持参ください。  
※出生届の届出人は、父母（法定代理人）であることが必要です。
- 里帰り出産の際など住所地以外の市区町村に居住している場合、住所地以外にマイナンバーカードを送付することも可能です。
- マイナンバーカード特急発行の申請には、「出生届一体型様式」（右下部に個人番号カード交付申請書等の記載欄がある出生届様式）をご利用ください。お持ちでない場合は、裏面の申請用紙をご利用いただけます。
- 区役所等の開庁時間外に特急発行を申請され、届出された書類に不備がある場合は、お電話での確認またはご来庁が必要な場合がございます。

### 特急発行で申請したカードの受け取り方法

下記のいずれかの方法でお受け取りください。

- ご自宅等での受け取り（カードを作成するJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から簡易書留等で、住民票のある住所等に直接送付されます（転送不要郵便での発送））
- お住まいの区の区役所・総合支所のマイナンバーカード担当窓口（「お問合せ先」参照）、またはマイナンバーカード特設センター（仙台駅前アエル 24F）での受け取り（申請時にご指定ください）  
※なお、次にあてはまる場合は、郵送ではなく窓口での受け取りとなります。  
・顔写真つき本人確認書類をお持ちでない方（出生届と同時での申請の場合を除く）  
・郵便物の転送手続きをされている方      ・電子証明書の代替文字を希望の文字としたい方

### マイナンバーカードの特急発行を申請できる場所

お住まいの区の区役所・総合支所のマイナンバーカード担当窓口（「お問合せ先」参照）、またはマイナンバーカード特設センター（仙台駅前アエル 24F）※マイナンバーカード特設センターでは出生届は受付していません。

### お問合せ先

- お住まいの区の区役所・総合支所（平日8:30～17:00）
- 青葉区役所戸籍住民課 022-225-7211（代表）
  - 宮城総合支所税務住民課 022-392-2111（代表）
  - 宮城野区役所戸籍住民課 022-291-2111（代表）
  - 若林区役所戸籍住民課 022-282-1111（代表）
  - 太白区役所戸籍住民課 022-247-1111（代表）
  - 秋保総合支所総務課 022-399-2111（代表）
  - 泉区役所戸籍住民課 022-372-3111（代表）

※マイナンバーカード特急発行の詳細は右のQRコードからホームページをご覧ください。



※マイナンバーカードの交付申請は任意です。

この申請書は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

## 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書（1歳未満・特急発行用）

地方公共団体情報システム機構 宛  
（出生届の届出地市区町村長 宛）

申請にあたり、以下について記入してください。

### 1. 申請者について

令和 年 月 日

ふりがな		※ 個人番号は、不明の場合は記載不要です。						
氏名		個人番号						
電話番号【必須】	( )	生年月日	令和・西暦	年	月	日	性別	男・女
住所								

以下に法定代理人（父・母）の氏名・生年月日・住所を記載してください。

ふりがな		生年月日	昭和・平成・令和・西暦	年	月	日
氏名		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同一世帯			

### 2. 暗証番号設定依頼申請・個人番号カード送付先情報登録申請

①利用者証明用電子証明書暗証番号					<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				
②住民基本台帳用暗証番号【必須】									
③券面事項入力補助用暗証番号【必須】									
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】									
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由									
<input type="checkbox"/> 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます									

(注)

- 利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。利用者証明用電子証明書は、インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、発行を希望しないに✓をつけてください。
- 住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- 個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④⑤個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。  
※住所地以外の地を個人番号カードの送付先とできるのは、原則出生届と同時に転出された場合に限りです。  
※出生届と同時に提出された場合、出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。  
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。  
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

(以下職員記載欄)

処理欄	受付年月日	受付	マイナ付番確認	申請書出力	照合①	特急 web 入力	照合②
		(当日/後日)					
本人確認物	免・バ・在・住B・障手・遷移 国・社・共・年・介・後・子医・資 回答書・意思確認書・母子・出生届 その他 ( )			法定代理人 本人確認物	免・バ・在・住B・個カ 国・社・共・年・介・後・資 その他 ( )		